

## 【活動報告】

# 国立ハンセン病資料館・東京都公文書館共催企画展 「人権の歴史とアーカイブズ－ハンセン病、 隔絶の歴史を超えて」

東京都公文書館 史料編さん係  
西木 浩一

### 1 開催の経緯と目的

東京都公文書館は国立ハンセン病資料館との共催企画展「人権の歴史とアーカイブズ－ハンセン病、隔絶の歴史を超えて」を開催した。東京都公文書館閲覧室内の展示コーナーを拡張して会場に充て、期間内に文化財ウィークと人権ウィークを含む形で、平成26年10月30日（木）～12月12日（金）を開催期間とした。

ハンセン病は前近代社会においても強い忌避や差別を引き起こしてきた病であるが、1907（明治40）年に公布された「癩予防ニ関スル件」に始まる療養所への隔離政策のもと、患者・回復者とその親族などに対する深刻な人権侵害が引き起こされてきた。

東京都東村山市にある多磨全生園（国立のハンセン病療養所）は、1909（明治42）年、関東1府6県と新潟、長野、山梨、静岡、愛知の各県が連合して運営を行う「第一区府県立全生病院」として設置され、1941（昭和16）年に国へと移管されるまで、東京府はその運営の中心的な役割を担ってきた。東京ではまた、養育院をはじめ、隔離政策が開始される以前にもハンセン病対策が行われている。

東京都公文書館には、国指定重要文化財「東京都・東京市行政文書」をはじめとする貴重な歴史資料が多数保存され利用に供されているが、その中には明治以降の東京におけるハンセン病対策の歴史に関わる記録資料も含まれている。それらの資料からは歴史的検証の礎となる貴重な情報を引き出すことが可能なはずであり、その一端を広く知っていただくことはアーカイブズとしての責務でもあろう。

一方で国立ハンセン病資料館は、展示や語り部活動などをとおして偏見差別の解消および患者・回復者の名誉回復に取り組むとともに、患者・回復者たちの生きた証となる資料を収集してきた。

そこで今回の展示開催にあたっては、次の3つのねらいを両館の共通認識として準備に取り組むこととなった。

- ① 両館が所蔵する写真や記録資料、現物資料を効果的に組み合わせて紹介し、ハンセン病及び東京におけるハンセン病対策の歴史を正しく理解していただくこと
- ② 偏見や差別を歴史的に検証しその解消の課題を見据えるために、記録資料が果たす役割について改めて考えていただく機会を提供すること
- ③ この企画展をきっかけとして両館の継続的な連携事業を模索していくこと

## 2 展示構成と出展資料・パネル

初期調査の段階から展示構成の骨格が定まっていくまでの経過を、当館が所蔵する関連資料の「残り方」と関わらせながら振り返り、展示コーナーごとに出展した資料及びパネルの一覧を掲げていきたい。

なお、本稿の最後に、開催期間中会場で配布したリーフレットを掲載した(33頁～40頁)。展示叙述の概要についてはそちらをあわせてご参照いただきたい。

### I 前近代社会の「癩者」差別

前近代社会における「癩者」について、当館所蔵資料を通して展示構成することはできなかった<sup>※1</sup>。しかし、近代以降のハンセン病差別を取り上げたすぐれた叙述の中にも、前近代社会のハンセン病者については古今東西差別を受けてきたというような非歴史的な言及が間々見られる。そこでこのコーナーでは、穢れ觀念と業病觀に基づく強烈な忌避・排除を特質とした中世と、家筋・血筋の差別觀が浸透した近世との対比を、パネル画像によって示すこととした。

伝染性を根拠とした隔離政策と、家筋・血筋差別は論理的には矛盾する。にもかかわらず、実際に隔離政策がエスカレートしていく過程では、広く地域社会に浸透し、患者やその家族自身をも拘束していた家筋・血筋の差別觀念が、家や共同体から患者を切り離す行為を下支えしていたのではないか。こうした問題意識から、近世についてはとりわけ「癩」という病が家に続かないようにするための特有な葬法を紹介した。

とくに、これまで学術論文の中でしか紹介されていない、近世の「鍋被り葬」の画像については多くの観覧者の方の関心を引いたように思われる(別掲リーフレット参照)。「鍋被り葬」とは、ハンセン病などを病んだ死者を土葬する際、頭部に鉄鍋や銅鍋、擂り鉢などを被せる一種の呪術的埋葬方法と考えられている<sup>※2</sup>。

#### (展示パネル)

パネル名	パネル画像名	所蔵・提供
コーナーキャプション 前近代社会の「癩者」差別	「一遍上人絵詞」(尾張甚目寺)	清淨光寺
中世の穢れ觀念と業病觀	「一遍聖絵」十一(淡路天満宮)	清淨光寺
江戸時代の「癩者」家筋・血筋差別の成立	享保 12 年「村中先祖より段々書印帳」(富沢分家文書・253)	国文学研究資料館
「癩者」の葬法 I 曹洞宗の対処法	「祠曹雜識」卷三	国立公文書館
「癩者」の葬法 II 鍋被り葬	神奈川県臼久保遺跡発掘写真	神奈川県埋蔵文化財センター

### II 「隔離」以前の治療と救済活動

当館の情報検索システムを活用して、「癩」「ハンセン病」「光田健輔」等々の関連キーワードによる関連資料検索を行った結果、明治初期・前期のハンセン病関連資料を相当多数リストアップすることができた。とくに統一的な隔離政策が取られる明治40年代以前の治療や救済活動について、想定していた以上の史料が残存し、従来概説的にしか語られていなかった事項についても初めての紹介となる史料が見出された。

ここでの柱の1つは、後藤昌文と起廢病院に関するものであった。明治3年(1870)に

大学東校(のちの東京大学医学部)の病院に出仕しハンセン病治療に従事した後藤昌文は、はじめ柏木成子町(現新宿区)に癪病舎を設立、明治8年には猿楽町(現千代田区)に起廢病院を開き、ハンセン病治療の第一人者として知られていた。その後藤が、東京府から「施療券」を付与された患者の診察に当たるなど公的治療の一端を担っていたことや、外国人患者を受け入れていたことから、東京府文書の内衛生・外務関係の簿冊中にその足跡を辿ることができたのである。

日本の医学・保健衛生界の目がコレラやペストといった急性伝染病に向かっていた明治前半期、欧米からキリスト教布教のために来日した宣教師によって私立療養所が開設され、ハンセン病患者たちの救済に当たっていた。この内、東京府下の荏原郡目黒村に所在した「慰廢園」と、運営母体であった好善社についても東京府文書の中に関連資料があり、とくに好善社の法人認可資料には、ケート・M・ヤングマンをはじめとする設立メンバーたちの詳細な履歴書も添えられていた。

また現在も国立療養所への訪問・交流活動や、ハンセン病に関する普及啓発活動を継続されている公益財団法人好善社には、史料調査の機会を与えていただき、その中から2点の原史料の出展と関連文献の提供をいただいた。

#### (展示パネル)

パネル名	パネル画像名	所蔵・提供
コーナーキャプション 「隔離」以前の治療と救済活動	慰廢園女子病舎(「私立病院慰廢園」より)	公益財団法人好善社
後藤昌文と起廢病院	明治七年「諸向往復」	東京都公文書館
	後藤昌文肖像画(明治13年「後藤昌文先生甲府三井座演説大要」より)	国立ハンセン病資料館
起廢病院の評判	東京日日新聞(明治6年7月6日)・朝野新聞(明治10年12月6日)	国立国会図書館
「難病自療」	「難病自療」	国立国会図書館
宗教者たちの救済活動	神山復生病院・熊本回春病院	国立ハンセン病資料館
ヤングマンと好善社	ヤングマン肖像	国立ハンセン病資料館
	慰廢園正門(「私立病院慰廢園」より)	公益財団法人好善社
慰廢園の開設と活動	目黒競馬場と慰廢園(「ある群像」より)	公益財団法人好善社
慰廢園—キリスト教にもとづく救済	聖書講読会・礼拝堂内部(「私立病院慰廢園」より)	公益財団法人好善社
病院機能の付設	調剤室と看護士・診療室(「私立病院慰廢園」より)	公益財団法人好善社

#### (展示資料)

展示資料名	請求番号	簿冊名
「癪病患者施療之儀後藤昌文委託之義 伺」 明治10年	608. C8. 3	明治十年「回議録 第11類 病院」(衛生課)

「入院之者起廢病院え衣食相附し治療為致度伺」明治10年	609. B3. 6	明治十年～十一年「回議録 第七類 養育院事務伺」(庶務課)
「外国人退院御届(ハワイ国人ギルベルト夫妻起廢病院退院の上通療につき届)」明治16年	613. D5. 5	明治十七年「往復録」(外務掛)
「米国人フランシス・メレー母娘入院ノ件伺」明治21年	604. D7. 4	明治二十一年「普通第一種 稟新申録」(外務掛)
「好善社社団法人設立許可」明治37年	626. A3. 4	明治三十八年「第一種 文書類纂 神社宗教」(第一課)
「私立病院慰瘞園設立願」明治32年	好善社所蔵 病院設立書類	(病院設立書類)
「癩療養所設置反対・慰瘞園立ち退き要求運動」明治41年	好善社所蔵	大正元年十一月「好善社記録」
「感化救済事業経営者に対する奨励金又は助成金交付関係書類(慰瘞園)」明治45年	630. B4. 3	明治四十五年=大正元年「第一種 文書類纂 地方」(内務部庶務課)

### III 養育院とハンセン病患者

明治5年（1872）10月、「乞食・浮浪者」の一掃を図るべく設けられた養育院は、その後東京府 → 名望家からなる委員会への委託 → 東京市 → 東京都へと経営主体を移行させ、またその事業内容も救貧・児童福祉・高齢者福祉・障害者福祉・看護婦養成などに広がり、その存在そのものがわが国の社会福祉の歴史を体現するかのような組織だった。したがって多くの公文書が長期間にわたって残されているほか、明治期以来の「月報」や「報告書」も当館に引き継がれている。

これらを活用して、このコーナーでは養育院設立以来その中心にあった渋沢栄一、そして明治31年（1898）に帝国医科大学から派遣されて以降明治42年9月に全生病院医長として転出するまで、養育院でハンセン病患者に向き合った医師・光田健輔という二人の人物が、それぞれの立場からハンセン病対策に影響力をもち、隔離政策の原型を生み出していった過程を紹介することとした。

明治37年の養育院大塚本院建物見取り図からは、本院の北東の隅っこ、そこだけ塀に囲われた一画に癪患者収容病棟「回春病棟」と癪患者浴室、そして「屍室」（死体安置所）のみが隔離されている状況を見て取ることができる。それは明治40年に公布された法律「癪予防ニ関スル件」に先立って、まさに隔離政策の原型が成立していたことを象徴的に示すものだった。

#### （展示パネル）

パネル名	パネル画像名	所蔵・提供
コーナーキャプション 養育院とハンセン病患者	養育院略年表(明治期) ※画像はなし	
東京市養育院大塚本院	東京市養育院大塚本院(「東京市養育院実況」明治32年)より	東京都公文書館

「癩病離隔所設立の必要について」	光田健輔肖像	国立ハンセン病資料館
	「東京市養育院月報」第14号(表紙)	東京都公文書館
堺の向こうの隔離室「回春病室」	東京市養育院建物全図(「明治三十七年東京市養育院第三十三回報告」より)	東京都公文書館
養育院から全生病院へ	渋沢栄一肖像写真(「六十周年記念写真帖」)より	東京都公文書館
	「東京市養育院月報」第74号	東京都公文書館

## (展示資料)

展示資料名	請求番号	簿冊名
「養育院并貧民救助取扱之規則御尋ニ付會議所上申」	606. C6. 12	明治五・六年「会議所伺」(庶務課)
光田健輔「癩病離隔所設立の必要に就いて」明治35年	市刊G418	「養育院月報」12号 明治35年
「癩病患者浴室・死亡室等寄附ノ件」明治36年	602. D7. 14	明治三十六年「庶務課文書 市会第一種」十冊ノ四
「光田健輔多年東京市の公職に従事し勤労により給与」明治42年	602. A7. 22	明治四十二年「秘書 進退録 命令賞罰」(東京)

## IV 癩療養所「全生病院」－出口のない隔離の中で

明治42年(1909)に「第一区府県立全生病院」が設立された。当然東京府文書の中にはその前後の時期の関連史料が含まれている。しかし、開設後、一定の時間が経過してからの全生病院運営に関する他県や国とのやり取り、あるいは病院内部の実態を示す史料はほとんど存在しない。さらに大正・昭和期の関連史料になると著しく乏しい※3。

こうした史料的制約もあったが、今回は国立ハンセン病資料館との共催企画であるから、このコーナーについては同館の所蔵される現物資料を中心とし、さらに過去に作成された同館の展示図録から画像を選定してパネル作成を行うことで、癩療養所の中の生活に光を当てることとなった。

## (展示パネル)

パネル名	パネル画像名	所蔵・提供
コーナーキャプション 癩療養所「全生病院」－出口のない隔離の中で	全生病院の収容門(大正期)	国立ハンセン病資料館
雑居部屋での生活	山吹舎一号室復元	国立ハンセン病資料館
患者作業	医局の手伝い 包帯の巻直し作業 農産部 野菜の収穫	国立ハンセン病資料館
療養所の中のこどもたち	女の子(昭和5年頃) 面会所(昭和13年)	国立ハンセン病資料館

療養所の中の学校	全生病院内の寺子屋授業（大正初期）	国立ハンセン病資料館
----------	-------------------	------------

## (展示資料)

展示資料名	請求番号	簿冊名
「全生病院医長辞令 光田健輔」	602. A7. 18	明治四十二年「秘書 進退録 第一種」(東京府)冊ノ九
「逃走患者名簿」	国立ハンセン病資料館所蔵	「逃走患者名簿」
「癩患者多数共謀脱出の件報告案」	603. B2. 17	明治四十四年「秘書 機密雑件 第一種」冊ノ五
患者自助具(スプーン・フォーク)	国立ハンセン病資料館所蔵	
義足	国立ハンセン病資料館所蔵	
「なかよし」	国立ハンセン病資料館所蔵	

## V 隔離の中の創造

上記ⅠからⅣの展示構成は、当初公文書館側が示した原案に沿うものであった。逆にハンセン病資料館から提案いただいたのが、終生隔離の場となった療養所の中で當まれた創作・文化活動を紹介してはどうかとの案だった。現在の国立ハンセン病資料館の常設展示においても、また2007年に開催された企画展「こころのつくりー隔離の中での創作活動」の図録をめくっても、実にすばらしい作品が並ぶ。公文書館としてもそれらを紹介したい気持ちはやまやまだったが、何分専用の展示室ではないため遠慮していたというのが正直なところだった。

そこで破損や転倒のリスクが少ないものを中心に出品し、もう一つのコーナーを立ち上げることとした。「隔絶の歴史を超えて」とのサブタイトルを付しながら、差別・偏見を克服していく経緯や、そのための取り組み・運動などを今回の展示に盛り込むことはできなかった。それだけに、それ自身のもつ「力」をもとに入所者と社会とのつながりを生み出してきた作品群の展示は、構成上も重要な意味をもったと思う。

## (展示パネル)

パネル名	パネル画像名	所蔵・提供
コーナーキャプション 隔離の中の創造	山本暁雨 創作風景	国立ハンセン病資料館
山本暁雨 書 「春暁」	「春暁」 ※原寸大でパネル化	国立ハンセン病資料館

## (出展作品)

国吉信 「薔薇」	(油絵)	国立ハンセン病資料館所蔵
川島義教 「あくび」	(写真)	国立ハンセン病資料館所蔵

山本勝正「礼拝堂」	(写真)	国立ハンセン病資料館所蔵
佐々木松雄「青い鳥樂団」	(陶芸)	国立ハンセン病資料館所蔵
北高「瑠璃釉鎬文壺」	(陶芸)	国立ハンセン病資料館所蔵
高山勝介「真珠ラスター釉壺」	(陶芸)	国立ハンセン病資料館所蔵
大津きん「壺（仮題）」	(陶芸)	国立ハンセン病資料館所蔵

## VI 啓発コーナー

以上5つのテーマからなる展示の中間に、ハンセン病に関する啓発と学習のため以下のコーナーを設けた。

- ・ハンセン病そのものについての説明コーナー

国立ハンセン病資料館監修により、「ハンセン病ってどんな病気？」「日本におけるハンセン病の発生状況」「ハンセン病の後遺症」という3つのタイトルからなるパネルを掲示した。

- ・DVD視聴コーナー

国立ハンセン病資料館が企画・製作された「語り部活動」の講演を収録したDVDを視聴できるコーナーを設け、佐川修氏、平沢保治氏の講演記録を自由に選んでご覧いただけたようにした。

- ・関連図書閲覧コーナー

国立ハンセン病資料館及び公益財団法人・好善社の編著書を手にとって閲覧できるように配置し、閲覧用の座席を設けた。

- ・人権啓発リーフレット類の配布

## 3 成果と課題

今回の共催企画展は516名の方にご観覧いただいた。アンケート集計を見てみると、「企画展の内容はどうでしたか？」については、〈大変よかったです：43%、よかったです54%、ふつう3%〉、「人権問題についての関心や理解は深まりましたか？」に対しては〈深まった：58%、やや深まった：34%、あまり深まらなかった：3%〉との結果が示された。

近年、ハンセン病に関する話題やニュースがテレビなどで報道されることは増えていると思われるが、その一方で人権侵害の背景、歴史的経緯などを丹念に掘り下げる機会は必ずしも多くはない。そうした受け取る情報のギャップを埋めるような意味で、関心や理解が一定程度深まったと感じて下さった方が多かったのだと思う。

また、人権啓発の取り組みについてみると、近年はとりあげるべき人権課題が大きく広がりを見せており、多様な問題を貫く人権の普遍的価値が丁寧に説明される一方、個々の問題が有する歴史的特殊性については必ずしも十分に言及されない傾向があるように感じる。その意味で資料に根ざした展示といった手法は、一般的な啓発活動を補完する可能性を有しているのではなかろうか。

ところで公文書館や博物館のような歴史資料保存利用機関は一般に人権問題を扱うことに慎重な場合が多い。かつて、人権擁護を目的とする運動団体が対行政闘争を展開する突破口として、しばしば歴史資料集や歴史展示に差別記載があったというようなケースを利

用することがあった。近年は運動団体自身が歴史的解明を萎縮させるようなかつての運動を自省されており、状況は変わっているのだが、当該機関の中にはかつてのトラウマが残っているのかもしれない<sup>\*4</sup>。本企画展はそのような状況の克服を目指す問題提起としても一定の意義をもったものと考えたい。

以上の諸点を本企画展の成果と総括したいのだが、他方、「人権問題に関わる理解や关心」が「あまり深まらなかった」と回答された3%の方が抱かれた物足りなさについて、課題を明確にしておく必要がある。

- ・光田健輔医師に対する評価の曖昧さ＝結婚の前提として断種手術を強制していった事実などが展示されていない。
- ・療養所内の秩序維持の名目で行われた懲戒検束、監禁室のことなどが示されていない。
- ・公文書館が歴史的検証を支えるという意味がよくわからない。

以上のようなコメントを付していただいた。

前者の2点はおっしゃるとおりで、当館所蔵資料の偏在にも規定されて明治初年から前半期に重点を置き、とりわけ隔離政策がエスカレートしていく時期の問題が十分に取り扱われていないことへの批判であろう。その結果、「歴史的検証」の機能は十全に果たせていないのではないかという3つ目のご意見にもつながることになる。

展示スペースと史料的制約からして今回の企画展は通史叙述としては不十分な面があつたが、それならばその限定を明確にしておくべきであったと思う。

今後、国立ハンセン病資料館との継続的な連携を図る中で、よりトータルなハンセン病対策史とその基本資料の発掘、紹介を模索していきたい。

※1 南伝馬町名主高野家に残された「日記言上帳」の中に、「癩」を発症した女性を非人集団に引き渡す内容の記述がある。今回は限られたスペースの中で中世と近世の差別の質的相違を際だたせるため当該史料には言及できなかつたが、西木浩一「都市江戸における非人身分とその『周縁』」（『部落問題研究』197輯、2011年6月）に紹介がある。

※2 桜井準也「近世の鍋被り人骨について」、西木浩一「都市下層民衆の墓制をめぐって」（江戸遺跡研究会編『墓と埋葬と江戸時代』2004年、吉川弘文館）

※3 一次史料は全生病院で作成・保管され、その内の一定数が現在国立ハンセン病資料館に引き継がれている。しかし、当時たとえば国への報告や出願などがあれば、それは東京府を経由して提出されたものと推測される。そのわりには明らかに史料が少な過ぎるのである。ここで注意しておきたいのは、現在東京都公文書館に引き継がれている「東京府・東京市行政文書」は33,807点を数えるが、昭和18年7月に東京都制が施行された際、府・市から引き継がれた文書は約16万冊だったという事実だ。詳細は本研究年報所載の白石弘之氏の論考に記されるところであるが、ハンセン病問題に限らず大正期・昭和戦前期の東京府衛生課、あるいは東京市健民局等の公文書それ自体多くが散佚したものとみられる。無らい県運動が展開されるなど強制隔離政策がいつそう強まるこの時期は、歴史的検証のもとも必要な時期ともいえるが、以上のような史料的制約から今回の企画展では触れることができなかつた。

\*4 西木浩一「部落問題研究と歴史史料の公開・刊行について」（『部落問題研究』136輯、1996年）、寺木伸明・藤沢靖介監修『街道絵図に描かれた被差別民』（2008年、東京美術）

#### 〈主要参考文献〉

藤野豊編『歴史のなかの「癩者」』（1996年、ゆみる出版）　藤野豊『「いのち」の近代史－「民族浄化」の名のもとに迫害されたハンセン病患者』（2001年、かもがわ出版）　沖浦和光・徳永進編『ハンセン病－排除・差別・隔離の歴史』（2001年、岩波書店）　成田稔『日本の癩対策から何を学ぶか－新たなハンセン病対策に向けて』（2009年、明石書店）。国立ハンセン病資料館編集発行にかかる以下の図録。『こころのつくろい－隔離の中での創作活動』（2007年）、『ちぎられた心を抱いて－隔離の中で生きた子どもたち』（2008年）、『隔離の百年－公立癩療養所の誕生』（2009年）、『全生病院を歩く－写された20世紀前半の療養所』（2010年）、『癩病記録－北条民雄が書いた絶対隔離下の療養所』（2012年）、『想いでできた土地－多磨全生園の記憶・暮らし・望みをめぐる』（2013年）、『国立ハンセン病資料館常設展示図録2012』（2013年）

# 人権の歴史とアーカイブズ

## ハンセン病、隔絶の歴史を超えて



全生病院の収容門（大正4年～5年〈1915-16〉）

### 開催にあたって

日本においてハンセン病患者は前近代以来差別を受けてきましたが、明治40（1907）年に公布された「癞予防ニ関スル件」に始まる療養所への隔離政策のもと、患者・回復者とその親族などに対する深刻な人権侵害が引き起こされました。

東京都東村山市にある多磨全生園（国立のハンセン病療養所）は、明治42（1909）年、関東1府6県と新潟、長野、山梨、静岡、愛知の各県が連合して運営を行う「第一区府県立全生病院」として設置されました。昭和16（1941）年の国立移管まで、東京府はその運営の中心的な役割を担いました。一方東京においては隔離政策が開始される以前からハンセン病治療や救済に取り組む嘗みがみられました。

東京都公文書館が所蔵する「東京府・東京市行政文書」（国指定重要文化財）には、これら明治以降のハンセン病対策に関わる記録資料が多数含まれています。

また、国立ハンセン病資料館は、展示や語り部活動などを通して偏見や差別の解消及び患者・回復者の名誉回復に取り組むとともに、患者・回復者たちの生きた証となる資料を収集してきました。

本企画展は、両館の共催により、東京におけるハンセン病対策の歴史を見つめなおし、偏見・差別の解消や名誉回復などの課題を広く共有していただくことを願って開催するものです。あわせて不当な偏見や差別を歴史的に検証していくうえで、記録資料の果たす役割についても、改めて考える機会となれば幸いです。

平成26年10月30日

東京都公文書館  
国立ハンセン病資料館

# I

# 前近代社会の「癩者」と差別

「ハンセン病患者は歴史上常に差別をされてきた」、という捉え方は不十分です。同じ病気を発症したとしても、そのために被った差別の具体相はその時代と社会の構造に規定され変化していたのです。

歴史的に形成された偏見・差別を、今、歴史的に解消していくために、前近代社会の「癩者」の生活像と差別のあり方を丁寧に解明していくことが大切になります。

## 中世社会の「癩者」差別

### —穢れ観念と業病觀

12世紀のはじめに成立したとされる「今昔物語」には、美濃国で疫病が流行した際に、これを鎮める法会の導師に招かれた尊い僧に嫉妬し、厳肅な法会に乱入して狼藉を働いた「心懐」という僧侶の説話が収載されています。

数年後、心懐は報いによって「白癩」となり、かつては親子の縁を結び何かと引き立ててくれた乳母からも「穢れ」だといって、同居はもちろん側に寄ることすら拒絶されるのでした。結局行き場がなくなって、11世紀当時、「不具者」（身体に障害をもつ人々）、「癩者」、「乞食非人」らが集住していた中世都市京都の周縁、「清水坂の庵」に行って住みました。しかしそこでも「片輪者」からも憎まれて、3ヶ月ばかりで死んでしまったといいます。

ここには「癩者」が穢れた存在として厳しく忌避・排除されたこと、また仏教者を誹り嫉妬した報いとして発病する業病とする考えが明確に語られています。

## 近世社会の「癩者」差別

### 一家筋・血筋の差別觀

江戸時代になると、近世医学が「癩者」に向き合い、在宅で生きる患者の姿も確認できるようになります。しかし、民衆レベルまで「家」が確立していく時代の中で、新たに家筋・血筋に基づく病であるという偏見が広まりました。

これに対して、「癩」という病を断ち切るために「癩者」に特有な葬儀や墓のあり方が明らかになっています。たとえば、安永9年（1780）、武藏国比企郡のある村で「癩病」に罹った一人の老婆が、自分が死んだら家墓には埋葬せず村境の馬捨て場に自分を埋めるよう遺言して亡くなりました。「先祖の墓に葬れば、癩病が子孫に伝わり、やがては百姓株が断絶してしまう」というのです。また、埋葬する際、土葬する遺体の頭部に鉄鍋や銅鍋、擂鉢をかぶせる「鍋被り葬」という埋葬法について埋蔵文化財発掘調査が進み、骨の分析からハンセン病であったことが確かめられるケースが増えています。



図1：鍋被り葬

神奈川県茅ヶ崎市臼久保遺跡  
画像提供：神奈川県埋蔵文化財センター



鍋をはずした状態

## II 「隔離」以前の治療と救済活動

明治40(1907)年、法律「癩予防ニ関スル件」が成立、その2年後には公立療養所が設立され、国家によるハンセン病患者の隔離政策が始まられます。

しかしそれ以前、不治の病と思われていたハンセン病の治療に取り組む医師や、放浪する多くの患者を救済した、キリスト教をはじめとする宗教者たちの姿がありました。

いまだハンセン病を治癒に導く化学療法はなく、その治療・救済にはもちろん限界が存在していました。しかし、その後の隔離政策が一人ひとりの患者に人間として向き合うというあたりまえの姿勢を大きく後退させていった現実を想起する時、隔離政策以前の治療や救済活動の実態を丁寧に掘り起こしてみると意味があるのでないでしょうか。

### ごとう しょうぶん きはい 後藤昌文と起廢病院

後藤昌文は、明治3(1870)年、大学東校(のちの東京大学医学部)の病院に出仕し、教育所でハンセン病患者の治療に当たりました。その後、個人で柏木成子町に癩病舎を設置、明治8(1875)年には猿楽町に起廢病院を開設し、ハンセン病専門医として評価を高めていきました。東京府から「施療券」を付与された患者の診察に当たったほか、評判を聞いて外国から治療のため訪れたハンセン病患者の入院治療も行い、当時の新聞にもその評判が紹介されています。

医学的には限界があったかもしれません。しかし清潔な環境維持と患者自身の体力の向上を図り、治癒すべき対象として患者に向き合う医療が展開していた事実は、のちの公立療養所における「療養」の限界を問い合わせ上でも重要な意味をもっているのです。



図2：後藤昌文先生肖像

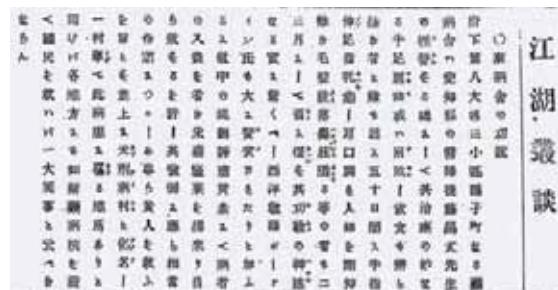


図3：後藤昌文の治療の評判を伝える紙面  
「東京日々新聞」 明治6(1873)年7月6日

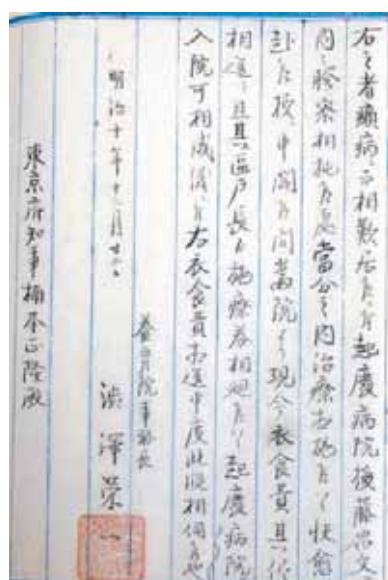


図4：「回議録・第7類・養育院事務伺」  
(609.B3.06)  
養育院に収容したハンセン病患者の治療を起廢病院に委託することについて  
養育院長渋沢栄一が提出した伺書です。

## いはいえん 慰廢園

### 一救済と療養のために

明治初年から前半期、日本政府の衛生行政はコレラなどの急性伝染病対策に追われ、ハンセン病対策にはほとんど関心が向けられませんでした。こうした中、欧米からキリスト教布教のため来日した宣教師たちは、寺社門前で物乞いをしたり、水車小屋に一人で暮らすハンセン病患者らと出会います。偏見と差別の中で悲惨な境遇に生きる患者の姿は彼らに衝撃を与え、患者たちに宗教的救済を与えることを目的にした私立療養所が開設されていきました。

明治6(1873)年に長老派教会の海外伝道部から日本に派遣されたケート・M・ヤングマンは、翌年築地の外国人居留地に「B六番女学校」を開校し、教育を足掛かりとして伝道を展開していました。この学校で洗礼を受けた10人の生徒とともに明治10年に発足した好善社は、組織を拡充し伝道活動を進めていましたが、教会に通っていた一人のハンセン病患者と出会い彼女の援助に取り組んだことを契機として、療養所の建設を実現しました。これが明治27(1894)年10月、東京府<sup>えばら</sup>荏原郡目黒村に設立された「慰廢園」です。

開園から4年を経た明治32(1899)年6月、慰廢園は「私立病院慰廢園」としての認可を得ました。こうして慰廢園はハンセン病患者に対する宗教的救済と療養を行う先駆的施設として機能していきます。ヤングマンと出会い好善社に集ったキリスト者たちの思いは原点として生き続け、入園患者一人ひとりの自主性を重んじ、家庭的雰囲気の中での療養と救済を保障するという、後の公立療養所にはみられない独自の伝統を形成していくことになりました。



図7：慰廢園での聖書講読会  
公益社団法人好善社提供



図5：ヤングマン肖像



図6：ケート・M・ヤングマン履歴書  
「第1種 文書類纂・神社宗教」  
(626.A3.4)

明治38年(1905)、好善社の社団法人認可申請書に添えられたもの



図8：慰廢園の診療室  
公益社団法人好善社提供

### III 養育院とハンセン病患者

明治5(1872)年10月、ロシア皇太子来日に際し、明治政府は帝都の体面上乞食浮浪者の一掃を計画、10月15日、本郷の旧加賀藩邸内(現・東京大学)に240名の人々が収容されました。ここから營繕会議所附属養育院がその活動を開始します。

その後、経営主体は東京府→名望家からなる委員会への委任→東京市→東京都へと移り事業内容も救貧・児童福祉・高齢者福祉・障害者福祉・看護婦養成などに及び、わが国の大社会福祉のあゆみを体現する存在となっていました。

明治期、多くのハンセン病患者が家族や村を離れて放浪する現実があり、養育院に収容された者の中にも一定の比率でハンセン病患者が存在していました。そして明治30年代、この養育院を舞台に養育院長・渋沢栄一、医師・光田健輔らによって隔離政策の原型が形成されていきます。

#### 医師・光田健輔

養育院では、明治23(1890)年7月から帝国医科大学に委託して医師を派遣してもらう制度をとっていました。派遣医が頻繁に交代する中、明治31(1898)年7月に派遣してきた光田健輔は、異例ともいえる長期間養育院に在職し、明治34年に医師を東京市職員として雇用する制度ができるから4年後の明治38年、正式に東京市養育院の「医員」となります。

その後光田はハンセン病治療一筋に生き、「救らいの父」とも言われ歎勲の榮誉に浴する一方、ハンセン病治癒が可能となった以降も終始一貫して強制隔離策に固執し、不当な人権侵害をもたらしたとして批判も受けた人物です。

放浪の果てに収容されたハンセン病患者に向き合ったこの養育院での経験が、光田の人生、そして日本のハンセン病対策の方向に大きな影響を与えることになります。



図9：東京市養育院大塚本院 「東京市養育院実況」明治32(1899)年

養育院は本郷・旧加賀藩邸内→上野護國院内→神田和泉町→本所長岡町を経て明治29年(1896)3月、小石川区大塚辻町に新築移転しました。



図10：光田 健輔肖像

## ハンセン病患者隔離室「回春病室」

明治35(1902)年3月、光田健輔は『東京市養育院月報』に「癩病離隔所設立の必要について」という論説を掲載しました。そこでは日本におけるハンセン病蔓延の状況が具体的に記され、社会一般が遺伝病とか「天刑」といった古い考え方から脱却され、伝染病の恐ろしさを認識していないことに強い危機感が表明されています。そしてまず東京市がすみやかに適当な設備を施することで、「首都の体面」を保つとともに、政府に隔離政策をとらせるために世論をリードすることを求めていました。

実はこれより先、すでに養育院ではハンセン病にかかった入院者の隔離室を設けていました。しかし、おそらくは他の施設の流用であったためか公的な記録には明示されていませんでした。ようやく明治36年、隣接地の購入を機にこれまでの「隔離室」を癩患者収容の施設とし、「回春病室」と名付けたことが「年報」に記されます。公的機関で公式に認められた、はじめてのハンセン病患者隔離施設でした。

## 養育院から全生病院へ

帝国議会においてもハンセン病対策が議論されるようになっていた明治38年(1905)11月、熊本に回春病院を設立しハンセン病患者の救済に当たっていたハンナ・リデルが上京、大隈重信や渋沢栄一に支援を要請しました。当時の同盟国イギリスの女性が献身的な努力をしているという事実は政・財・官界の人々を動かします。

渋沢が回春病院への援助のため銀行俱楽部を開いた会合では、光田健輔も演説し、「伝染質」である癩病の患者「三万有余」が自由に放任されていることの危険を力説しました。こうしてハンセン病患者の隔離へ向けて事態は大きく進展していきます。この年まだ29歳の医師光田は、養育院院長渋沢を介して、大きな影響力を身にまといつつありました。

こうして明治40年に法律「癩予防ニ関スル件」が成立、2年後に公立療養所全生病院が設立されると、養育院のハンセン病患者たちもここに移されました。そして光田健輔医

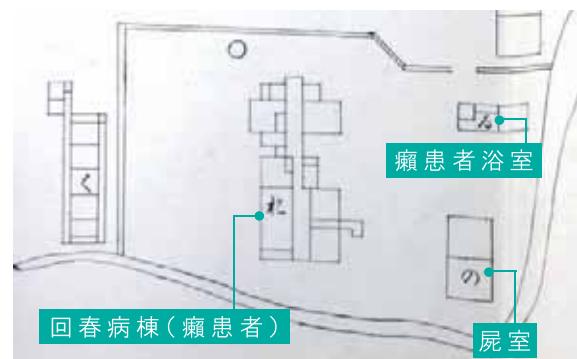


図11: 堀の向こうの隔離室「回春病室」

「明治三十七年東京市養育院第三十三回報告」に掲載された建物全図から抜粋した図。養育院大塚本院の北東隅に堀で囲われた一画に、回春病室・浴室が屍室(死体安置所)とともに立ち並んでいました。

師も全生病院医長として着任、大正3年(1914)には院長となり、さらに昭和6年(1931)には最初の国立療養所・長島愛生園の園長に就任します。

ハンセン病をとりまく医学界の国際的潮流は次第に絶対隔離のような過酷な方式を否定していきます。しかし、わが国の隔離政策は異常なまでにエスカレートしていきました。その過程の歴史的検証はなお大きな課題といえるでしょう。



図12: 光田健輔 全生病院医長任命の記録

# IV 癲療養所「全生病院」

日本では明治40年(1907)に「癲予防ニ関スル件」が公布され、2年後の同42年4月1日から施行されます。この法律により、全国5ヶ所に公立療養所が設置され、患者の「救護」を目的とした隔離収容が開始されました。東京には第一区府県立全生病院(現 多磨全生園)が、北多摩郡東村山村に設置されました。

当初の収容対象は主に家を離れて寺社や路傍で暮らしていた「浮浪癲」でしたが、以後、90年にも及ぶ、患者隔離を基本とした国の大対策がここから始まっています。



図15：患者作業 包帯の巻き直し作業



図16：患者作業 医局の手伝い

## || 雜居部屋での生活

1920年代以降、すべての患者の隔離を強化する方向に政策が展開され、昭和6年(1931)には「癲予防法」が成立、強制隔離による病気の絶滅という考え方のもと、在宅療養の患者も療養所へ強制的に入所させるようになりました。

図14は昭和3年(1928)、全生病院内に建てられた男子独身軽症者用の寮（「健康舎」）、山吹舎の様子を再現したものです。

療養所に収容されると患者は1、2週間収容病室に留め置かれ、病歴や他の病気の有無を調べられました。その後重症者以外は「健康舎」と呼ばれる長屋の雑居部屋に移り、療養所での生活が始まりました。ここでは一室12畳半の部屋に6~8人が住むのが標準で、見ず知らずの人たちとの共同生活が続いているのです。

ハンセン病を発症したゆえに収容されながら、軽症者は病人としての扱いを受けず「健康舎」に入ったのです。ここには、治療よりも収容を優先し、出口のない隔離生活の中で多くの患者が病状・障害を重くしていったという、公立癲療養所の歪んだ姿が象徴的に示されています。



図13：全生病院の収容門 大正期



図14：雑居部屋での生活 山吹舎一号室復元  
(国立ハンセン病資料館第2展示室)

## || 患者作業

患者たちは、療養所の中でも「人の役に立ちたい」という願いから、手足の障害・知覚麻痺・発汗障害をおして「患者作業」に従事しました。また作業にはわずかながら作業賃も支払われました。

しかし、患者たちは知覚麻痺のある手足に切り傷や火傷を負っても気づかず、仕事を続けて化膿させたりすれば指や手足を切断するような事態に至るのです。このようなリスクがあるにも関わらず、十分な休息や医療の確保が難しい中で行われた患者作業は、多くの患者の障害をより重いものにしていきました。

療養所の維持・運営は大部分「患者作業」に依存していました。構内清掃や洗濯、風呂番といった日常生活を支えるものから、大工・土工・下水管掃除、また農業や畜産も行われていました。さらに盲人や両足を切断した患者の暮らす不自由舎の看護や介護も「患者付添」という患者作業の一つでした。

## 療養所の中の子どもたち

発症すれば、子どもも同じように療養所に収容されました。愛情を注いでくれる親や、子どもらしい生活を送る友達との絆を、病を理由に断ち切られてしまつたのです。

治療し、治癒したら退院する。この当たり前のプロセスが欠如した隔離政策の矛盾は、子どもたちの上に重くのしかかっていました。



図17：女の子 昭和5(1930)年頃

一人の少女が入院してきた。収容されてすぐ入浴、その短い間に監督のすすめもあって送ってきた親は逃げるようになっていく。残された少女は本能的に不安を感じ絆の切れることを恐れ、親の姿を求めて走り回る。百メートルも行けば高い土手、踵を返してまた走る。黒い収容門にぶつかる。泣き叫びながら堅い門扉を拳で打つ。鍵のかかった扉はびくともせず、振り上げた手は監督につかまれる。陽も落ちはじめ涙もかれかけたとき、一緒に泣いてくれる保姆に抱かれていた。

(多磨全生園患者自治会編『俱会一処』より)



図18：面会所 昭和13(1938)年



図19：全生病院内の寺子屋授業

公立療養所には正式な学校がありませんでした。そこで子どもの患者たちに読み書きを教えるため、礼拝堂などに机と椅子を並べて寺子屋式の「学校」が設置されました。教師は患者の中から経験や知識のある者を選んで「患者作業」として行わせていました。

【編集・発行】

東京都公文書館

〒158-0094

東京都世田谷区玉川1-20-1

TEL 03-3707-2604

<http://www.soumu.metro.tokyo.jp/01soumu/archives/>

